

# 性同一性障害改名却下

## 松山家裁「正当な理由なし」

戸籍上は女性で性同一性障害（GID）の会社員（25）＝愛媛県出身、関東在住＝が10月、戸籍名に苦痛を感じているとして、名前の変更を松山家裁に申し立て、家裁が11月に却下していたことが7日、愛媛新聞の取材で分かった。会社員は高松高裁に抗告している。

### 愛媛出身 会社員 職員が取り下げ打診

会社員や代理人の弁護士 GIDの診断書や、変更後の説明では、当時は松山市の名前を約1年間、勤務先で生活。本名から「子」をなどで使用していたと証明削除する変更を申し立て、する書類などを提出した。

性同一性障害（GID） NPO法人性同一性障害支援機構によると、体の性と心の性が一致しない人の診断名。国内で約4万6千人（2013年）いるとされる。一般的にGIDが理由の改名には診断書のほか、希望名での生活を立証する書類が必要。

決定の理由などを示す審判書によると、家裁は、希望名の使用期間がわずか1

### 「ずっと本名に苦しんでいる」

本名の「子」に「ずっと苦しんでいる」という会社員。自分の名前を書くのも呼ばれるのも「らへ、服装

理由がある」と認め、変更は「正当な理由がない」と判断した。会社員は家裁に呼び出さ

などのためか病院などでは「本当に〇子さんですか」と確認された。就職活動では本名を履歴

れ10月に職員と面接。その際、「法律の壁は厚い」などと言われ、家裁側から申し立てを取り下げる「取下書」を渡されたが応じず、弁護士に依頼して追加書類を提出。家裁は11月24日付で申し立てを却下した。会社員や代理人弁護士は、裁判官の決定が出ていない時点で家裁職員と面接した際、変更は認められない旨を告げられ、取り下げを求められたとし、対応を疑問視している。

松山家裁は、個々の事案にはコメントしないとし、「（一般論として）取り下げの経緯や事情などは裁判所が知りうるものではないため、答えられない」としている。

書に書きこむを得なかった。性同一性障害（GID）を理解してくれた再就職先では、希望の名前で勤務。

約1年分のシフト表を松山家裁に提出した。だが、家裁での面接の際、「始まるなり、難しいと言われた」。職員はいくつか質問をしたが、会社員は、申し立てが通らない前提だと受け止めた。「取下書」も渡され、真摯（しんし）に受け止めてくれていないと感じた」と憤る。

GIDに詳しい岡山大学大学院の中塚幹也教授（生殖医学）は、取下書を手渡した点について「取り下げると、裁判所の正式な判断理由が分からず、次回、申し立てる際に生かせない」と問題視。

NPO法人性同一性障害支援機構（川崎市）は「診断書だけで認められる家裁もあり、申し立てのため住所変更する人もいる。生きづらさのために改名したいという希望をくみ取れないのは裁判所の不理解だ」と指摘した。